

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成24年6月14日

【四半期会計期間】 第55期第2四半期(自平成24年2月1日至平成24年4月30日)

【会社名】 株式会社TASAKI

【英訳名】 TASAKI & Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役・代表執行役社長(CEO) 田島 寿一

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島中町6丁目3番地2

【電話番号】 (078) 302 - 3321

【事務連絡者氏名】 取締役・専務執行役(CFO) 飯田 隆也

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島中町6丁目3番地2

【電話番号】 (078) 302 - 3321

【事務連絡者氏名】 取締役・専務執行役(CFO) 飯田 隆也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第54期 第2四半期 連結累計期間	第55期 第2四半期 連結累計期間	第54期
会計期間		自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日	自 平成23年11月1日 至 平成24年4月30日	自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日
売上高	(千円)	7,532,100	7,904,600	14,298,048
経常損失()	(千円)	563,481	274,066	1,497,873
四半期(当期)純損失()	(千円)	588,539	304,394	2,142,421
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	541,396	210,452	2,166,462
純資産額	(千円)	12,939,712	11,144,253	11,314,596
総資産額	(千円)	19,875,014	18,254,548	18,317,596
1株当たり四半期(当期) 純損失金額()	(円)	33.44	17.30	121.74
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	65.1	60.8	61.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	19,498	566,919	1,504,366
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	392,561	104,403	251,899
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	837,266	107,947	445,102
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	3,102,356	2,419,537	1,839,579

回次		第54期 第2四半期 連結会計期間	第55期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成23年2月1日 至 平成23年4月30日	自 平成24年2月1日 至 平成24年4月30日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	(円)	8.29	2.68

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第54期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4 第54期、第54期第2四半期連結累計期間及び第55期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、1株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。

5 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、四半期連結貸借対照表日後に行った株式併合は、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

以下に記載する事項は、当社グループの事業に関してリスク要因と考えられる主な事項であります。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

- (1) 海外に生産拠点及び販売拠点をもっているため、その国の政治的経済的な安定度により影響を受ける可能性があります。

生産拠点 …………… 中国(上海市)における宝飾品の加工

ミャンマーにおける南洋真珠の養殖

販売拠点 …………… 中国における宝飾品の販売

台湾における宝飾品の販売

大韓民国における宝飾品の販売

- (2) 宝飾品の原材料であるダイヤモンド、色石、真珠、貴金属等は国際商品市場に左右される可能性があります。販売市場の需給関係により原材料高を販売価格に完全に転嫁できない可能性があります。

- (3) 輸出入を行っているため、為替変動による為替差損益が発生する可能性があります。

- (4) 真珠の養殖事業を行っていることに対し、日本国内で法的規制を受けております。漁業法及び水産業協同組合法による免許制であり、知事の認可が必要であります。

- (5) 真珠の養殖は自然を相手とする事業であり、気象条件や海況条件に生産量が左右されることがあります。

- (6) 金融機関からの資金調達において、金利の変動が支払利息に連動し損益に影響を及ぼす可能性があります。また、融資契約に財務制限条項が付されております。

- (7) 当社グループは、前連結会計年度で7期連続の当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても四半期純損失を計上することとなり、継続企業の前提に関する重要事象があります。

なお、当該状況を解消すべく、「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (6) 重要事象等について」に記載しております施策を実施中であります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等により持ち直しの動きが見られましたが、欧州債務危機などを背景とした海外経済の減速や長期化する円高と株価低迷の影響から、引き続き厳しい状況のまま推移いたしました。

宝飾業界におきましては、景気の先行き不透明感からの消費の低迷と顧客嗜好の多様化、また業界内の競争激化等により、環境は厳しい状況下にありました。

このような状況のもと、当社グループは従来より重点的に進めておりましたブランド戦略が確実に成果を現し、伊勢丹新宿店をはじめとする有力百貨店への出店並びに、バーニーズニューヨーク銀座店などの主要セレクトショップへの展開を図ることもできました。また引き続きこれらの成果を支えるブランド認知を向上させるため、マーケティング活動を積極的に実施し、4年ぶりに採用した新入社員を含め、販売スタッフの接客スキルをさらに向上させるための独自の取り組みを行うことなどにより販売拡大を進めております。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間におきましては、売上高は79億4百万円（前年同四半期比4.9%増）、営業損益は2億24百万円の損失（前年同四半期は4億63百万円の損失）、経常損益は2億74百万円の損失（前年同四半期は5億63百万円の損失）、また四半期純損益は3億4百万円の損失（前年同四半期は5億88百万円の損失）となりました。また、EBITDA（ ）は、前々期（ 5億92百万円）、前期（ 1億97百万円）の赤字から回復を果たし、57百万円の黒字を達成いたしました。

EBITDA = 営業利益 + 減価償却費 + その他償却費 + 現金流出を伴わない費用

詳細につきましては、当社ホームページIR情報「株主・投資家様への説明資料」をご参照下さい。
(当社ホームページ：<http://www.tasaki.co.jp/>)

セグメントの概況は、以下のとおりであります。

小売事業

小売事業につきましては、国内市場の冷え込みはありますがブランド戦略効果と経費削減効果等により、当第2四半期連結累計期間の売上高は57億92百万円（前年同四半期比8.4%増）、セグメント損失は6億12百万円（前年同四半期は8億47百万円の損失）となりました。

卸売事業

卸売事業につきましては、主にダイヤモンド・真珠の素材販売に注力したこと等により、当第2四半期連結累計期間の売上高は21億12百万円（前年同四半期比3.5%減）、セグメント利益は3億85百万円（前年同四半期比2.1%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比べ63百万円減少し182億54百万円となりました。なかでも、主に流動資産においては現金及び預金が5億81百万円増加し、及び、たな卸資産が3億39百万円減少し、そして、固定資産においては敷金及び保証金が1億90百万円減少しております。

負債の部につきましては、前連結会計年度末と比べ1億7百万円増加し71億10百万円となりました。これは、主に長期借入金が1億7百万円減少したものの、未払金の増加1億55百万円、及び、支払手形及び買掛金の増加84百万円によるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末と比べ1億70百万円減少し111億44百万円となりました。これは、主に当第2四半期連結累計期間の純損失計上による利益剰余金の減少3億4百万円によるものであります。なお、平成24年1月27日開催の定時株主総会の決議に基づき平成24年3月1日付で減資を実施したことにより、資本金が74億円減少し、資本剰余金が28億20百万円及び利益剰余金が45億79百万円各々増加しております。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末から5億79百万円増加し、24億19百万円となりました。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、5億66百万円の増加（前年同四半期は19百万円の減少）となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純損失2億77百万円、減価償却費2億47百万円、たな卸資産の減少額4億10百万円等によるものであります。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、1億4百万円の増加（前年同四半期は3億92百万円の増加）となりました。

これは主に、敷金及び保証金の回収による収入2億8百万円、設備投資による有形固定資産の取得による支出94百万円等によるものであります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、1億7百万円の減少（前年同四半期は8億37百万円の減少）となりました。

これは、約定による長期借入金の返済による支出1億7百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は24百万円であります。

(6) 重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度で7期連続の当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても四半期純損失を計上することとなり、継続企業の前提に関する重要事象は生じておりますが、当該状況を解消すべく、財務面とブランド力の強化に注力しております。

財務面におきましては、取引金融機関よりブランド再構築途上の当社事業改革への理解を踏まえた支援を得ており、付与されている財務制限条項の抵触は回避できております。

なお、当第2四半期連結会計期間末日後翌1年間において事業継続のために必要な資金は十分に確保しております。

また、前述の、「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績の分析」の記載にありますように、ブランドの刷新・価値向上を強力に進めており、その成果が現れております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと考えております。

当社グループは、これらを遂行することにより、早期の業績回復と企業価値の増大を目指しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	360,000,000
A種優先株式	70,000,000
計	430,000,000

(注) 平成24年1月27日開催の定時株主総会決議により、平成24年5月1日付で株式併合に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は387,000,000株減少し、43,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	37,805,664	3,780,337	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株であります。
A種優先株式	35,000,000	3,500,000	非上場	(注2)
計	72,805,664	7,280,337		

(注) 1 平成24年1月27日開催の定時株主総会決議により、平成24年5月1日付で10株を1株に株式併合いたしました。これにより株式数は65,525,327株減少し、発行済株式総数は7,280,337株となっております。なお、単元株式数は1,000株から100株となっております。

2 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株式に対する剰余金の配当

当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、優先株式1株につき、普通株式1株あたりの配当金にその時点での取得比率を当初取得比率で除した数を乗じた額の配当を、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)と同順位にて行う。1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株あたりの残余財産分配額として、200円(以下「優先残余財産分配金」という。)を分配する。

優先株式発行後、(4)項 (イ)乃至(ホ)のいずれかに該当する場合には、(4)項の規定に従い、優先残余財産分配金の額を調整する。

優先株主又は優先登録株式質権者に対し、に基づき分配を行ってなお残余財産が残存する場合(以下かかる残存する残余財産を「残存残余財産」という。)で、残存残余財産の額が残余財産分配時の発行済普通株式数(自己株式を除く。)に優先残余財産分配金(に基づき調整があった場合にはその調整後の優先残余財産分配金をいう。以下この項において同じ。)を乗じた額に満たない場合には、残存残余財産については優先株主又は優先登録株式質権者に対して残余財産の分配を行わない。

優先株主又は優先登録株式質権者に対し に基づく分配を行ってなお残存残余財産が残存する場合で、残存残余財産の額が残余財産分配時の発行済普通株式数(自己株式を除く。)に優先残余財産分配金を乗じた額を超える場合には、残存残余財産のうち上記額を超えない部分については優先株主又は優先登録株式質権者に対して残余財産の分配を行わず、上記額を超える部分(以下「再残存残余財産」という。)については、優先株主又は優先登録株式質権者に対して、優先株式1株当たり、再残存残余財産についての普通株式1株当たりの分配額にその時点での取得比率を当初取得比率で除した数を乗じた額の残余財産を、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位にて支払う。

(3) 議決権及び単元株式数

優先株主は、株主総会において議決権を有する。

優先株式の1単元の株式数は、1,000株とする。

(4) 株式の併合又は分割、株式無償割当て等

当社は、株式の併合又は株式の分割をするときは、優先株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれをする。

当社は、株式無償割当て又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)無償割当てをするときは、優先株主に対し、優先株式の株式無償割当て又は優先株式を目的とする新株予約権無償割当てを、普通株主に対して行う普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権無償割当てと、それぞれ同時に同一の割合(新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。)とする。

当社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行(自己株式の処分を含む。以下同じ。)又は株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行(自己新株予約権の処分を含む。以下同じ。)をするときは、優先株主に対し、優先株式又は優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、普通株主に対して与える普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利と、それぞれ同時に同一の割合(新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。)で、優先株主の権利・利益に鑑みての実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。

優先株式発行後、次の(イ)号乃至(ニ)号のいずれかに該当する場合には、優先残余財産分配金は、その直前における優先残余財産分配金(以下「調整前優先残余財産分配金」という。)をもとに下記算式(以下「優先残余財産分配金調整式」という。)により計算される額に調整され、(ホ)号に該当する場合には、同号に従って調整される(かかる調整後の優先残余財産分配金を以下「調整後優先残余財産分配金」という。)、調整後優先残余財産分配金の額は、小数点第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。

$$\begin{aligned} & \text{調整前} \quad \text{調整前} \quad \text{新規発行・処分} \\ & \text{既発行優先株式数} \quad \times \quad \text{優先株式数} \quad \times \quad \text{1株あたり払込金額} \\ & \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{調整前} \\ \text{優先残余財産} & = \text{優先残余財産} \times \text{調整前優先残余財産分配金} \\ \text{分配金} & \text{分配金} \quad \text{調整前の既発行} \\ & \text{優先株式数} \quad + \quad \text{新規発行・処分優先株式数} \end{aligned}$$

(イ) 優先株式につき株式の分割をするとき

優先株式につき株式の分割をするときは、これにより増加する株式数を新規発行・処分優先株式数とみなし、1株あたり払込金額を零円として優先残余財産分配金調整式を使用するものとし、株式の分割の効力発生日以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

(ロ) 優先株式につき株式無償割当てをするとき

優先株式につき株式無償割当てをするときは、1株あたり払込金額を零円として優先残余財産分配金調整式を使用するものとし、株式無償割当ての効力発生日以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

(ハ) 優先株式につき株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行をするとき

優先株式につき株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行をするときは、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日)以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

(ニ) 優先株式につき株式の併合をするとき

優先株式につき株式の併合を行う場合には、株式の併合により減少する株式数の負の値を新規発行・処分優先株式数とみなし、1株あたり払込金額を零円として優先残余財産分配金調整式を使用するものとし、株式併合の効力発生日以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

- (ホ) 優先株式につき優先株式を目的とする新株予約権無償割当て又は株主に優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行をするとき
優先株式につき優先株式を目的とする新株予約権無償割当てをするとき又は株主に優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行をするときは、調整後優先残余財産分配金は、それぞれ上記(ロ)号又は(ハ)号に定めるところに準じて適切な優先残余財産分配金に調整される。
- (5) 普通株式を対価とする取得請求権
優先株主は、当社に対し、以下に定める取得を請求することができる期間中、以下に定める取得の条件で、その有する優先株式の全部又は一部につき、普通株式の交付を対価とする取得を請求することができる。
取得を請求することができる期間
優先株式の払込期日から起算して1年を経過した日以降
取得の条件
- (イ) 優先株主は、優先株式の全部又は一部について、当社が優先株式を取得するのと引換えに、優先株式1株につき下記a及びbに定める取得比率により、下記cの定めに従い、当社の普通株式を交付することを請求することができる。
- a. 当初取得比率
当初の取得比率は4とする。
- b. 取得比率の調整
優先株式発行後、合併、株式交換、株式移転、又は会社分割その他当社の発行済株式の総数が変更する事由が生じる場合(但し、(4)項乃至に定める場合を除く。)で、優先株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から当該取得比率の調整が必要とされる場合には、取締役会が適切と判断する取得比率に変更される。
- c. 取得と引換えに交付すべき普通株式数
優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、優先株主が取得を請求した優先株式数に、取得比率を乗じた数とする。なお、取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に規定する金銭は交付しないものとする。
- (ロ) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 大阪本店 証券代行部
- (ハ) 取得の効力発生
取得請求書及び優先株式の株券が上記(ロ)に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当社は優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。但し、優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。
- (6) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権

決議年月日	平成23年12月13日
新株予約権の数(個)	849(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	849,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60(注2)
新株予約権の行使期間	平成24年4月1日～平成31年1月31日

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60 資本組入額 30
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権発行決議日から権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役又は従業員の地位にあり、会社法その他日本の法令もしくは海外の法令又は当社もしくは当社の関係会社が定める社内規則に規定される欠格事由、解任事由又は解職事由が生じておらず、かつ、当該法令もしくは社内規則の重大な違反又は新株予約権引受契約の違反に該当する行為がないことを要する。但し、当社又は当社の関係会社の役員等を任期満了により退任した場合又は定年退職した場合、その他当社取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行決議日以降に、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

第 3 回新株予約権

決議年月日	平成23年12月13日
新株予約権の数(個)	7,641 (注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,641,000 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60 (注2)
新株予約権の行使期間	平成26年2月1日～平成31年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60 資本組入額 30
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権発行決議日から権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役又は従業員の地位にあり、会社法その他日本の法令もしくは海外の法令又は当社もしくは当社の関係会社が定める社内規則に規定される欠格事由、解任事由又は解職事由が生じておらず、かつ、当該法令もしくは社内規則の重大な違反又は新株予約権引受契約の違反に該当する行為がないことを要する。但し、当社又は当社の関係会社の役員等を任期満了により退任した場合又は定年退職した場合、その他当社取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行決議日以降に、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

第 4 回新株予約権

決議年月日	平成23年12月13日
新株予約権の数(個)	1,300(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,300,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60(注2)
新株予約権の行使期間	平成26年2月1日～平成31年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60 資本組入額 30
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権発行決議日から権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役又は従業員の地位にあり、会社法その他日本の法令もしくは海外の法令又は当社もしくは当社の関係会社が定める社内規則に規定される欠格事由、解任事由又は解職事由が生じておらず、かつ、当該法令もしくは社内規則の重大な違反又は新株予約権引受契約の違反に該当する行為がないことを要する。但し、当社又は当社の関係会社の役員等を任期満了により退任した場合又は定年退職した場合、その他当社取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の

端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行決議日以降に、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年3月1日 (注1)		72,805,664	7,400,000	100,000		7,861,274

- (注) 1 平成24年1月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成24年3月1日付で減資を実施したことにより、資本金が7,400,000千円減少しております。
2 平成24年5月1日をもって10株を1株に株式併合し、これに伴い発行済株式総数が65,525,327株減少しております。

(6) 【大株主の状況】

平成24年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の割合(%)
Ocean Pearl Investment Limited (常任代理人 MBKパートナーズ株式会社)	78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland (東京都港区赤坂1丁目11番44号)	35,000	48.07
株式会社TASAKI	神戸市中央区港島中町6丁目3番地2	1,821	2.50
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,782	2.45
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	927	1.27
有限会社伊部	東京都港区東新橋1丁目10番1号4703	625	0.86
田崎 禮子	神戸市灘区	543	0.75
CBNY-DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	6300 BEE CAVE ROAD, BLDG ONE AUSTIN TEXAS 78746 USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	498	0.68
TASAKI社員持株会	神戸市中央区港島中町6丁目3番地2	400	0.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	300	0.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	280	0.38
計		42,178	57.93

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数は、同行の信託業務にかかるものであります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,821,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,653,000 A種優先株式 35,000,000	35,653 35,000	
単元未満株式	普通株式 331,664		
発行済株式総数	72,805,664		
総株主の議決権		70,653	

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式は、全て当社保有の自己株式であります。

2 A種優先株式の内容は、(1)株式の総数等 発行済株式に記載しております。

【自己株式等】

平成24年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社TASAKI	神戸市中央区港島中町 6丁目3番地2	1,821,000		1,821,000	2.50
計		1,821,000		1,821,000	2.50

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成24年2月1日から平成24年4月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年11月1日から平成24年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年10月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,854,637	2,435,664
受取手形及び売掛金	705,139	4 625,405
たな卸資産	1 9,940,874	1 9,601,725
繰延税金資産	2,269	-
その他	1,075,385	1,151,835
貸倒引当金	13,856	9,165
流動資産合計	13,564,450	13,805,465
固定資産		
有形固定資産	2,923,089	2,821,458
無形固定資産	129,431	123,509
投資その他の資産	2 1,700,625	2 1,504,114
固定資産合計	4,753,146	4,449,082
資産合計	18,317,596	18,254,548
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	391,423	4 476,133
1年内返済予定の長期借入金	3 215,574	3 215,574
未払法人税等	67,103	45,430
賞与引当金	46,691	2,340
資産除去債務	3,166	-
その他	656,780	847,416
流動負債合計	1,380,738	1,586,895
固定負債		
長期借入金	3 2,254,508	3 2,146,721
繰延税金負債	56,987	52,309
再評価に係る繰延税金負債	63,637	56,505
退職給付引当金	3,028,021	3,056,291
資産除去債務	168,133	169,460
その他	50,972	42,109
固定負債合計	5,622,261	5,523,398
負債合計	7,003,000	7,110,294
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,500,000	100,000
資本剰余金	8,809,343	11,629,566
利益剰余金	3,885,473	389,908
自己株式	792,264	792,425
株主資本合計	11,631,604	11,327,049
その他の包括利益累計額		
土地再評価差額金	82,747	89,879
為替換算調整勘定	399,755	312,945
その他の包括利益累計額合計	317,008	223,065
新株予約権	-	40,270
純資産合計	11,314,596	11,144,253
負債純資産合計	18,317,596	18,254,548

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年4月30日)
売上高	7,532,100	7,904,600
売上原価	3,192,172	3,292,614
売上総利益	4,339,927	4,611,985
販売費及び一般管理費	4,803,348	4,836,735
営業損失()	463,421	224,750
営業外収益		
受取利息	3,019	1,706
為替差益	32,577	11,285
工事負担金等受入額	8,862	8,862
雑収入	20,032	14,840
営業外収益合計	64,491	36,694
営業外費用		
支払利息	63,191	78,579
借入手数料	62,336	-
雑損失	39,023	7,431
営業外費用合計	164,551	86,010
経常損失()	563,481	274,066
特別利益		
固定資産売却益	4,320	1,365
貸倒引当金戻入額	4,167	-
新株予約権戻入益	120,391	-
特別利益合計	128,880	1,365
特別損失		
固定資産除売却損	3,081	1,676
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	88,223	-
減損損失	-	3,097
その他	142	320
特別損失合計	91,447	5,095
税金等調整前四半期純損失()	526,049	277,796
法人税、住民税及び事業税	29,405	28,733
法人税等調整額	33,084	2,134
法人税等合計	62,489	26,598
少数株主損益調整前四半期純損失()	588,539	304,394
四半期純損失()	588,539	304,394

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年4月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	588,539	304,394
その他の包括利益		
土地再評価差額金	-	7,131
為替換算調整勘定	47,142	86,810
その他の包括利益合計	47,142	93,942
四半期包括利益	541,396	210,452
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	541,396	210,452
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	526,049	277,796
減価償却費	282,284	247,501
減損損失	-	3,097
貸倒引当金の増減額(は減少)	15,966	5,914
賞与引当金の増減額(は減少)	94,915	44,350
退職給付引当金の増減額(は減少)	64,170	28,269
受取利息及び受取配当金	3,029	1,716
支払利息	63,191	78,579
為替差損益(は益)	22,947	29,156
固定資産除売却損益(は益)	1,239	311
株式報酬費用	-	40,270
売上債権の増減額(は増加)	38,015	98,301
たな卸資産の増減額(は増加)	221,504	410,544
未収入金の増減額(は増加)	458,970	88,533
仕入債務の増減額(は減少)	44,087	67,813
未払金の増減額(は減少)	310,659	161,415
新株予約権戻入益	120,391	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	88,223	-
その他	58,160	26,896
小計	147,380	715,536
利息及び配当金の受取額	838	1,716
利息の支払額	113,630	82,008
法人税等の支払額	54,086	68,324
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,498	566,919
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	14,464	13,922
定期預金の払戻による収入	589,395	13,838
有形固定資産の取得による支出	434,184	94,645
有形固定資産の売却による収入	15,197	4,040
敷金及び保証金の回収による収入	259,461	208,659
その他	22,844	13,567
投資活動によるキャッシュ・フロー	392,561	104,403
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	1,500,000	-
長期借入金の返済による支出	2,336,987	107,787
その他	279	160
財務活動によるキャッシュ・フロー	837,266	107,947
現金及び現金同等物に係る換算差額	14,445	16,582
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	449,757	579,957
現金及び現金同等物の期首残高	3,552,114	1,839,579
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,102,356	2,419,537

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年11月1日 至 平成24年4月30日)
<p>(会計方針の変更)</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。</p> <p>当第2四半期連結貸借対照表日後に株式併合を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。</p> <p>潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。</p> <p>なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。</p>

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年11月1日 至 平成24年4月30日)
<p>第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年10月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年4月30日)																
<p>1 たな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">7,911,383千円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">385,836千円</td> </tr> <tr> <td>原材料</td> <td style="text-align: right;">1,643,655千円</td> </tr> </table> <p>2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">投資その他の資産</td> <td style="text-align: right;">62,564千円</td> </tr> </table> <p>3 財務制限条項</p> <p>借入金470,082千円には、財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合、借入金は該当する借入先に対し借入金を一括返済することになっております。</p> <p>(1) 平成23年10月期以降の各決算期末における連結又は単体の自己資本額が、10,000,000千円を下回った場合</p> <p>(2) 平成24年10月期以降の各決算期末における連結又は単体のEBITDA(営業利益に減価償却費等を加算したもの)が、マイナスの場合</p> <p>(3) 平成24年10月期以降の各決算期末におけるその他キャッシュ・フローに関する指標が一定の数値を下回った場合</p>	商品及び製品	7,911,383千円	仕掛品	385,836千円	原材料	1,643,655千円	投資その他の資産	62,564千円	<p>1 たな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">7,924,508千円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">423,858千円</td> </tr> <tr> <td>原材料</td> <td style="text-align: right;">1,253,357千円</td> </tr> </table> <p>2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">投資その他の資産</td> <td style="text-align: right;">61,560千円</td> </tr> </table> <p>3 財務制限条項</p> <p>借入金362,295千円には、財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合、借入金は該当する借入先に対し借入金を一括返済することになっております。</p> <p>(1) 平成23年10月期以降の各決算期末における連結又は単体の自己資本額が、10,000,000千円を下回った場合</p> <p>(2) 平成24年10月期以降の各決算期末における連結又は単体のEBITDA(営業利益に減価償却費等を加算したもの)が、マイナスの場合</p> <p>(3) 平成24年10月期以降の各決算期末におけるその他キャッシュ・フローに関する指標が一定の数値を下回った場合</p>	商品及び製品	7,924,508千円	仕掛品	423,858千円	原材料	1,253,357千円	投資その他の資産	61,560千円
商品及び製品	7,911,383千円																
仕掛品	385,836千円																
原材料	1,643,655千円																
投資その他の資産	62,564千円																
商品及び製品	7,924,508千円																
仕掛品	423,858千円																
原材料	1,253,357千円																
投資その他の資産	61,560千円																

前連結会計年度 (平成23年10月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年4月30日)
4	4 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 9,070千円 支払手形 16,359千円
5 コミットメントライン契約 融資枠総額 2,500,000千円 実行残高 2,000,000 差引 500,000	5 コミットメントライン契約 融資枠総額 2,500,000千円 実行残高 2,000,000 差引 500,000

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年4月30日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
広告宣伝費 451,954千円	広告宣伝費 607,416千円
販売促進費 474,468 "	販売促進費 633,572 "
給料及び手当 1,306,437 "	給料及び手当 1,215,798 "
退職給付費用 162,853 "	退職給付費用 145,789 "
賃借料 766,013 "	賃借料 692,986 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年4月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年4月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年4月30日現在)
現金及び預金 3,118,790千円	現金及び預金 2,435,664千円
預入期間が3か月超の定期預金 16,433	預入期間が3か月超の定期預金 16,127
現金及び現金同等物 3,102,356	現金及び現金同等物 2,419,537

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年11月1日 至平成23年4月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年11月1日至平成24年4月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年3月1日付で、資本金の額の減少及び剰余金の処分を行っております。

この結果、当第2四半期連結累計期間において資本金が7,400,000千円減少し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が100,000千円となっております。資本金の減少により増加する資本剰余金のうち、4,579,776千円を利益剰余金に振替えることにより、欠損の填補を行い、資本剰余金は11,629,566千円となり、利益剰余金は389,908千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年11月1日 至 平成23年4月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	小売事業	卸売事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,342,743	2,189,356	7,532,100		7,532,100
セグメント間の内部売上高 又は振替高	120,110	135,937	256,047	256,047	
計	5,462,853	2,325,294	7,788,148	256,047	7,532,100
セグメント利益又は損失()	847,473	377,635	469,838	6,416	463,421

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額6,416千円は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年11月1日 至 平成24年4月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	小売事業	卸売事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,792,538	2,112,061	7,904,600		7,904,600
セグメント間の内部売上高 又は振替高	111,266	145,257	256,523	256,523	
計	5,903,804	2,257,319	8,161,124	256,523	7,904,600
セグメント利益又は損失()	612,527	385,725	226,802	2,052	224,750

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額2,052千円は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年4月30日)
1株当たり四半期純損失金額	33円44銭	17円30銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	588,539	304,394
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	588,539	304,394
普通株式の期中平均株式数(株)	17,598,967	17,598,620

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針4号)にしたがい、転換仮定方式に準じて算定された株式数を、普通株式の期中平均株式数に加えて、1株当たり四半期純損失を算定しております。

3 当社は、平成24年5月1日付けで普通株式及びA種優先株式のそれぞれについて10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、四半期連結貸借対照表日後に行った株式併合は、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前第2四半期連結累計期間の1株当たり四半期純損失は、以下のとおりです。

1株当たり四半期純損失金額 3円34銭

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年6月13日

株式会社TASAKI
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梶 浦 和 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 健 一 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社TASAKIの平成23年11月1日から平成24年10月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年2月1日から平成24年4月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年11月1日から平成24年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社TASAKI及び連結子会社の平成24年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。